

国民経済計算次回基準改定に関する研究会
第8回 議事要旨

1. 日時：平成 26 年 3 月 18 日（火）10:00～12：00

2. 場所：合同庁舎 4 号館 1214 会議室

3. 出席：

（構成員）

中村法政大学教授（座長）、岩本東京大学教授、野村慶應義塾大学准教授、宮川学習院大学教授、藤井東京大学教授、菅野 JP モルガン証券チーフエコノミスト

（オブザーバー）

肥後日本銀行調査統計局参事役、池田総務省政策統括官付審査官 他

（事務局）

西川経済社会総合研究所所長、道上総括政策研究官、

丸山国民経済計算部長、二村国民経済計算部企画調査課長、

今井国民経済計算部国民生産課長、渡辺国民経済計算部国民資産課長、

多田国民経済計算部企画調査課課長補佐

4. 概要：

内閣府から、資料 1～4 に基づき、「土地改良」、「所有権移転費用（終末費用）」、「加工貿易」、「供給・使用表（SUT）の枠組み活用」について説明し、意見交換を行った。概要は以下の通り。

（土地改良）

- 土地改良のフローは、現行 JSNA でも総固定資本形成であり、各制度部門別に割り当てられている。このうち（次回基準改定で土地改良としては残る）土地造成は一義的には不動産業が行っているので、フロー（総固定資本形成）としては非金融法人企業に割り当てられる一方、ストックでは造成分を含む土地の取引の結果として各制度部門の土地資産（非生産資産）に含まれるという扱いとなっており、ストック面で土地造成分のみを制度部門に割り当てるのは難しいと考える。
- 土地改良を固定資産として独立して記録することを見送る理由の一つとして、諸外国の事例を挙げているが、カナダについては独立して固定資産に記録している可能性があり確認が必要。日本の場合、分離して計上される土地造成の規模はストックとしては必ずしも大きくないと思うが、「生産された」資産であることは間違いなく、その他の土木や建設物と一緒にいるときには生産資産であるし、また土地と分離できないものはやむを得ないがもともと総固定資本形成で分離されているのにストックで生産資産に入らないという扱いにはやはり違和感がある。また、土地の所有権移転費用については捕捉して住宅に加算するという方針との整合性にも留意が必要。
⇒事務局より、カナダは 2012 年 10 月に 2008SNA に一部対応したが、土地改良についてははっきりした記載がなかつたため、資料 1 では「～模様である」という記述とした旨、回答。

- 土地に関する所有権移転費用については、宅地には土地だけではなく上物である住宅もあると思うが、ここでいう仲介手数料は、取引としては土地に絞って推計するというとか。それとも土地と住宅別々に推計を行うという趣旨か。
⇒事務局より、次回基準改定で新たに対応しようとしている所有権移転費用の範囲は、中古住宅、新築分譲住宅、宅地に係る売買仲介手数料である旨を回答した上で、基礎統計上、宅地に係る手数料には住宅地だけでなく商業地等の分も含まれる一方、中古住宅等に係る手数料は、住宅と土地が一緒になった形での手数料として把握されていると考えられるので、上物の住宅だけが対象になっているわけではない旨を説明。
- 上物の住宅の仲介手数料も土地にかかる所有権移転費用とみなすということか。
2008SNA マニュアル上、本来、土地改良として記録されるべき所有権移転費用が住宅に紛れ込むということか。
⇒事務局より、①本来、所有権移転費用については、土地分は土地の、上物の住宅分は住宅の所有権移転費用として記録することが適当である一方、基礎統計上、中古住宅等の仲介手数料から上物分だけを抽出することや、宅地の仲介手数料については住宅地、商業用地など含まれているがこれを分割する情報がないことから、これらをまとめて住宅に係る所有権移転費用と整理していること、②土地に係る所有権移転費用については、2008SNA 上は、「土地改良」という貸借対照表上の固定資産項目が設けられれば、そこに計上することが望ましいが、JSNA では貸借対照表に「土地改良」という固定資産項目を設けることはあきらめざるを得ないので、宅地の仲介手数料は便宜上「住宅」に収めてはどうかという提案である旨、回答。
- 住宅の仲介手数料については、上物が何回か取引されていることを踏まえれば、住宅の耐用年数で償却するのは長すぎるではないか。
⇒事務局より、2008SNA マニュアルでは、ある資産に係る所有権移転費用の償却期間は予想保有期間であり、資産そのものの耐用年数より短いとされており、諸外国でも住宅に係る所有権移転費用は住宅そのものよりも短い期間で償却する扱いとなっていることから、JSNA でも住宅の平均保有期間で償却することを検討している旨、回答。
- 資料1では、「2008SNA マニュアルに則り」A案（土地改良を固定資産としてではなく、土地と一体的に計上する案）を採用するとあるが、2008SNA は改良前の土地の価値と分離できない場合について述べているのであり、日本では土地造成の総固定資本形成は捕捉できているので、土地とは区分して生産資産として記録するのが本来の姿と考える。フローとして分離して扱われる土地造成分が計上されているのに、制度部門別に割り当てるのが難しいから生産資産としては扱わないというのは加工統計として理解が難しいので、基礎資料の制約が理由なのであれば、土地改良を生産資産として記録すべきであるけれども断念せざるを得ない制約というものをより明確にした方がよい。

（所有権移転費用（終末費用））

- 現状では解体費用がストック計上されているので、ある時点ではストックの水準が過大になっているとみられる一方、資料2-1では、終末費用について2008SNA/ESA2010に沿った取扱をする場合、ストックが過少推計になる可能性があるとしているが、なぜか。
⇒事務局から、原子力発電施設解体引当金の当期減少額を解体に充てられた費用として、

建設部門の産出額から控除するという処理をすることになるが、仮に解体費用の中に建設以外の活動が入っていると、控除する額が過大になってしまう可能性があるという趣旨である旨回答。

- 現状だと解体費用がストックとして残る扱いになっているが、当該ストックからサービスが発生しないと考えれば、現行方式は改めることが望ましい。ここで、資料2-1の図表1（2008SNAでの取扱い）では予想される終末費用を予め償却させていくという形なので、耐用年数の直前は純ストックがマイナスとなる可能性がある。一方、図表2（ESA2010での取扱い）では終末費用を計上したらすぐに償却するという方式になっており、この方が取扱いとしてわかりやすいと思う。
- 原子力発電施設解体引当金の「増加額」については、昨年から定額法で費用化されることとなったが、それまでは発電実績によって費用化されてきたので、資産の取得に伴って計上されたものとは言い難い一方、同「減少額」は解体が実際行われたことに対応して計上されている。よって、一次データとの関連でいえば、ESA2010の方がより対応可能であると考えられる。
- 2008SNAの取扱いの方が、経済理論上も企業会計上の調和という点でも適切と考えられ、純ストック額がマイナスとなるという点は、資本サービス料や内部収益率の推計方法を整理して不都合のないようにすればよいと考える。
- ESA2010の終末費用に係る勧告が、2008SNAのそれと異なることになった背景は何かあるのか。原子力発電所のように、長期に渡る将来の費用を事前に予測することは難しいということがあるのかもしれない。また、ESA2010と2008SNAで終末費用の計測の対象が異なるのかも確認が必要。
⇒事務局より、なぜESA2010の終末費用に関する勧告が2008SNAと異なるのかは承知していないが、ESA2010はより拘束力の強い基準という性格があり、EU各国が導入しやすい方式を考慮したのではないかと想像されること、終末費用の計測対象については、ESA2010と2008SNAでは違いがないこと、につき回答。
- 終末費用に限らないが、2008SNAと関係して、企業会計基準で新たに適応された事項について、適用前の年にまで遡及できるのか、また遡及するのが適当なのかどうかは考える必要がある。ケースバイケースだと思うので、他の項目とあわせてどう対応するのかの議論が必要と考える。理想としては過去まで遡及できることが望ましい一方で、遡及ができないという理由で、2008SNAの勧告自体に対応不可とするかということについては慎重に考えた方がよい。
- 資料2-2でプラントエンジニアリングについて、無形固定資産ではなく所有権移転費用として位置づけ、これが体化された固定資産の耐用年数で償却させるとあるが、特別な扱いをする必要はなく、所有権移転費用としてではなく、建設の設計として固定資産と一体のものとして扱えばよいのではないかと考える。

（加工貿易）

- 資料3-1はとても興味深いテーマであり、多くの国にとっても即時の対応は困難であっても中長期的に検討されるべき課題であるので、試算の結果を含めてさらに精査していただき、論文形式にしてみてもどうか。現在の試算では、一定の仮定を置かざるを得

ない中で、その置き方によって結果が歪みうるということであるが、衣服・身の回り品の付加価値率が下がるという姿はむしろ自然であり、歪んでいない姿とも考えられる。なお、資料3-1の留意点で、我が国と委託先国で投入構造が異なることを挙げているが、特にこれが歪みの原因にはならないのではないかと。

(供給・使用表(SUT)の枠組み活用)

- 資料4で示した「第一の段階」における中間需要と中間投入の調整はどのレベルの品目で行うことになるのか。基準年の不突合は、コモ法や付加価値法がそれぞれ産業連関表の産出表や供給表に依拠するとはいっても、それぞれは元々整合的なものなので、コモ法と付加法のフレームワークの違いからもたらされているものと考えているが、流通段階における推計方法など、コモ法のフレームワークの在り方も含めて検討するということがか。
⇒事務局より、以下回答。
 - ① 品目分類については、可能であれば細かいレベルで調整したいと考えているが、比較する基礎統計の分類が粗い場合には、より粗い分類で行うことになる。基礎統計の情報に依存するものと思料。
 - ② コモ法の考え方まで変わるかどうかはわからないが、いずれにしても基準年は産業連関表に基づく限りは整合的になるはずなので、コモ法と付加価値法で互いに整合性が保たれるように対応したい。

以上を踏まえ、座長より以下の取りまとめがあった。

- 土地改良については、委員から意見があったとおり、改良前の土地から独立して記録するのが理想であるが、基礎資料の制約から次回基準改定においては見送らざるを得ないという趣旨に資料は修正する。本研究会の議論も踏まえつつ、今回事務局より示された考え方をベースに内閣府において次回基準改定に向けた実装に取り組む。
- 終末費用については、今回事務局より示された複数の案を軸に、本研究会での議論を踏まえつつ、内閣府において、次回基準改定に向けた実装に取り組む。
- 加工貿易については、生産側の推計に反映させるという点については、本日の事務局の説明にもあったとおり、基礎資料の制約が大きいことから困難であり、中長期的な課題として研究を引き続き継続する。また第4回研究会で示された「調整表」の修正案については、本日事務局から示された案をベースに、内閣府において引き続き検討し、次回基準改定に向けた実装に取り組む。
- 供給・使用表については、今回事務局から示された基準年及び延長年における中間需要と中間消費の調整方法案をベースに、本研究会の議論も踏まえつつ、内閣府において次回基準改定に向けた実装に取り組む。

(次回以降の予定)

- 事務局より、第9回会合は4月21日(月)10:00~12:00、第10回会合は6月26日(木)10:00~12:00に開催予定、議題は調整中との旨の説明があった。

(以 上)